

平成28年度第2回

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成28年12月21日（水曜日）

午後2時30分から午後3時30分まで

場 所：宮城県行政庁舎11階 第2会議室

平成28年度第2回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 会議録

日時：平成28年12月21日（水）午後2時30分から午後3時30分まで
場所：宮城県行政庁舎11階 第2会議室

出席委員：橋本潤子 委員 奥村 誠 委員 京谷美智子委員 河野達仁 委員
佐藤美砂 委員 千葉克己 委員 平野勝也 委員

欠席委員：風間 聡 委員 西出優子 委員 福田 稔 委員 宮原育子 委員

司 会 ただいまから平成28年度第2回宮城県行政評価委員会・公共事業評価部会を開催いたします。

開会に当たりまして、宮城県震災復興政策課企画・評価専門監の鈴木芳武より御挨拶を申し上げます。

企画・評価専門監 本日は、年末の大変お忙しい中、当部会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には、日頃、本県の「公共事業再評価」及び「大規模事業評価」に関しまして、御指導・御協力をいただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

また、先月25日に実施しました現地調査に御参加いただきました、橋本部会長様、風間副部会長様、千葉委員様には、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日の部会では、「川内沢ダムの建設事業」について、県民意見の提出状況や第1回の部会で「要検討」とされた事項について御確認をいただいた上で、審議結果等を踏まえ、当部会としての「答申案」をお取りまとめいただきたいと考えております。

委員の皆様には、引き続き、専門的なお立場から幅広い御意見・御助言を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会に当たっての御挨拶とさせていただきます。

司 会 続きまして、定足数の報告をさせていただきます。本日は、橋本部会長をはじめ7名の委員に御出席いただいております。全11名の委員の半数以上の御出席であり、行政評価委員会条例第4条第2項及び第6条第6項の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立していることを御報告いたします。

次に、会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。

本日お配りしている資料は、次第、裏面が出席者名簿となっております。資料1、県民意見の提出状況について、資料2、審議内容整理表、資料3、川内沢ダム建設事業に係る追加説明資料、資料4、答申案となっております。

また、本日は、前回の部会で使用した再評価調書をお持ちくださるようお願いしておりましたが、お手元でございますでしょうか。

それでは、これより議事に入ります。進行につきましては、行政評価委員会条例第4条第1項及び第6条第6項の規定により、橋本部会長にお願いしたいと思います。

橋本部会長 部会長の橋本でございます。議事進行を務めさせていただきますので、皆様の御協力をよろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入りますが、それに先だって、議事録署名委員を指名したいと思います。前は、福田委員と風間委員にお願いしておりました。名簿の順に従い、今回は奥村委員、京谷委員のお二人にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。それでは、奥村委員、京谷委員よろしく願いいたします。

次に、会議の公開についてですが、行政評価委員会運営規程第5条の規定により、当会議は公開とします。

傍聴に際しましては、本会場に表示しております「宮城県行政評価委員会傍聴要領」に従うようお願いいたします。

また、写真撮影、録画等については、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、次第に従って議事を進めてまいります。

はじめに、(1)「県民意見の提出状況」についてですが、まず、提出された意見の概要について事務局から説明をお願いします。

企画・評価専門監 それでは、「県民意見の提出状況」について御説明いたします。

資料1を御覧ください。「川内沢ダム建設事業」に関する再評価調書については、11月1日に公表し、12月1日までの30日間、県民の皆様からの御意見を募集しました。

3の(1)と(2)にありますとおり、募集に当たっては、県のホームページ、県政だより、ラジオ、メールマガジン、フェイスブック、地上デジタルデータ放送に加え、名取市の広報紙への掲載、チラシの配布など、できる限りの手立てを尽くして、周知に努めました。

その結果、1件の意見提出がございましたので、その概要について御説明させていただきます。

資料1の2ページ目を御覧ください。「事業には反対」という意見で、その理由として4つ挙げられています。

1つ目は、「川内沢川は、ダムに対応できる規模の川ではない。集中豪雨でダムが満水になり、放水されたら、どうなるのか。仙台空港付近などのように、河川改修を行わないのか。集中豪雨は避けられないので、ダムの建設費用は無駄になるのではないか。」というような御意見です。

2つ目は、ダム建設予定地の地域住民の方々の入会権などに関する御意見です。

3つ目は、建設予定地の笠島地区は歴史が深いので、近代的なダムは、ふさわしくないという御意見です。

4つ目は、建設予定地の愛島地区の土地柄などに関する御意見です。

なお、この意見の概要につきましては、現在、県のホームページ等で公表しております。

また、この県民意見の反映状況につきましては、今後、事業の評価結果が取りまとまった段階で、改めて公表することとしており、公表時期は、平成29年2月頃の予定です。

以上、資料1の1から5までについて、御説明させていただきました。

橋本部長 では次に、「事業担当課の見解」について、事業担当課から説明をお願いします。

河川課 それでは、資料1の「事業担当課の見解」について御説明します。

まず、1つ目の御意見ですが、「川内沢川は、小さな川であり、ダムに対応できる規模ではない。集中豪雨によりダムが満水になり、今の川内沢川に放水された場合、川内沢川やその流域はどうなるのか」という御意見については、ダムの必要性和河川の大きさは直接関係するものではなく、川内沢川では、これまでも度々洪水被害が発生していますので、ダムによる流出抑制効果は有効であると考えております。

また、ダムが満水になった場合の懸念につきましては、仮に計画規模以上の降雨によりダムに溜められる容量が一杯になった場合でも、ダムに流入する洪水と川に流れる水量は等しくなるだけで、流入する水量以上に川へ水が流れる構造にはなっておりません。

次に、「仙台空港付近の流域については河川改修を行っているのに、なぜ上流のダム建設予定地付近から仙台空港付近までの流域については河川改修を行わないのか」との御意見については、川内沢川は、事業効果の早期発現を考慮し、河川改修計画と実施計画を策定しており、資産の集中している下流域の空港を含めた工業団地等を守るために、まずは、下流部の放水路を整備しております。次に、中流部の市街地を守るためにダムを建設し、一定の治水安全度を確保することとしております。

また、中流部の改修については、横断するJR東北本線や国道4号を供用しながらの施工となるため、技術的に高度な検討や関係機関との調整に時間を要することから、ダムの建設後に整備することとしております。

次に、「ダムを造っても、河川改修を行っても、集中豪雨が仙台空港を襲わない保障はないため、建設費用は無駄になるのではないか」との御意見につきましては、ダムや河川の改修は集中豪雨を防ぐためのものではなく、集中豪雨による被害を低減するために実施するものと考えております。

続いて、2つ目の御意見に対する見解ですが、ダム建設予定地周辺の多人数共有地において、相続等で権利者が膨大になり、山林の管理運営が困難となっている状況を解消するために行っている、入会林野整備に対しての御意見です。

まず1つ目の「地権者の組合からの文書に記載されている入会権に関する内容には、法的根拠はあるのか」という御質問については、法的根拠は、「入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律」であり、入会林野を有する地域の方々が農林業上の利用増進のため入会権を消滅させ、これに伴い所有権を設定、移転又は消滅させるものと規定されております。つまり、昔からの慣習による入会権を消滅させて、より近代的権利である所有権などに置き換えることで農林業の発展に役立てようとするものです。

次に、「組合の特定役員・総会には、共有林の登記を抹消する権限はあるのか」という御意見については、入会林野整備は、入会権を有する全員の合意によって整備計画等を定め、管轄する都道府県知事の認可を受けて行われるものであり、共有林の登記を抹消する権限についても、その手続の一環として行われるものです。

次に、「地権者との交渉については、県河川課の職員など関係する公務員が直接行うべきである」という御意見については、ダム事業がきっかけで入会林野整備という手続があることを地域の方々が認識されたところではありますが、あくまで地域の方々が主体となって、その地域の入会権者の合意に基づき行われるものですので、県が主体となって実施するものではないと考えております。

次に、3つ目の「ダム建設予定地の笠島地区は歴史が深く、平安時代の藤原実方中将、道祖神社、歌人の西行法師、松尾芭蕉が登場する土地であり、近代的なダムは、歴史を台無しにしてしまうので、ふさわしくない」という御意見については、ダム建設予定地は、藤原実方中将や西行法師、松尾芭蕉に関連する道祖神社等から十分距離が離れているので、ダム事業による影響はないと考えております。

最後の4つ目の「ダム建設予定地の愛島地区はまとまりがなく、他の地区のことには無関心であり、反対者がいないから、ダムが造り易い土地なのだと思う」という御意見については、反対者の有無にかかわらず、引き続きダム事業に対して御理解と御協力をいただけるよう丁寧な説明に努めてまいります。

以上が、御意見に対する事業担当課の見解です。

橋本部会長

ありがとうございました。

ただいまの説明について御質問はありませんか。

(質問等なし。)

それでは、次に、(2)の「川内沢ダム建設事業」の審議に入ります。

前回の部会において検討事項がありましたので、資料2の審議内容整理表に沿って確認いたします。

はじめに、「1治水便益関係」③として、過去の洪水被害の有無と降水量の関係の確認について。2つ目は、「2利水便益関係」③として、マニュアルの計算方法を国に確認することについて。3つ目は、「3付替道路関係」②として、当初検討した付替道路の整備費用等の確認について。4つ目は、「4調書の修正等」①から③として、「想定される事業効果」や「平成24年度答申に対する対応状況」などに、修正を要する箇所がありました。

それでは、事業担当課から追加説明をお願いします。

河川課

それでは、審議内容整理表の「1治水便益関係」③の「過去の洪水被害の有無と降水量の関係が分かる資料を提出していただきたい」との御指摘については、資料3の「過去の洪水被害と降水量の関係」を御覧願います。

前回の部会で、特に氾濫解析上、1/5確率でも被害が生じているため、本当にそれほど頻繁に被害実績があるのかが要点となっております。

この資料は、平成6年9月の豪雨を踏まえてダムの建設計画が始まっており、平成6年から現在までの過去23年間を対象にして、1/5確率以上の雨量実績と、1/5確率以下であっても被害のあった実績を取りまとめたものです。

結果として、1/5確率以上の雨量は23年間で13回確認されており、水害統計や関係機関への聞き取り調査を行った結果、氾濫実績も23年間に13回確

認められました。そのうち7回は1/5確率未満でも被害が発生しており、大体3回に2回程度の割合で発生しております。逆に1/5確率以上でも被害が確認されなかった実績が7回確認されております。

こうしたことから、川内沢川では、実際に高い頻度で洪水被害が生じているので、氾濫解析の結果に特に問題はないと判断しております。

次のページの「過去の洪水被害における越流状況」を御覧ください。こちらは、過去の洪水実績から、主な越流状況の写真とその場所を示したものです。こちらの写真から、過去に川内沢川が氾濫した状況が確認できると思います。

上部の写真は平成14年の洪水状況ですが、この際のダム地点の雨量確率は1/5確率程度でした。また、過去の氾濫実績は、主に解析上の氾濫箇所よりも上流側で発生しておりますが、御覧のとおり河川は満水状態で流れており、どこから氾濫してもおかしくない状況となっております。

これまでは、実際は上流のみで溢れておりますが、今後、解析上の箇所でも氾濫することもあり得ると考えておりますので、現状の解析結果に特に問題はないと判断しております。

次に、審議内容整理表の「2 利水便益関係」③の「当部会の委員から「利水便益の算出方法に係る治水経済調査マニュアル（案）が間違っている」と指摘を受けている旨を国に説明し、この計算方法で良いか、代替的な計算をしている事例がないか確認した方が良い」という御指摘については、11月15日に国土交通省水管理・国土保全局治水課に対し、その意見内容を報告しております。国としては、「そういった意見は、伺っておきます」ということでした。県としましては、ダム事業の利水便益を算出する方法は、全国的に現在統一されている手法である国のマニュアル以外にはないため、現時点でこの手法に従うことが妥当であると判断しておりますので、引き続き国の対応等も踏まえながら検討してまいります。

続きまして、審議内容整理表の「3 付替道路関係」②の「当初第3種第5級規格で設計した整備費用等が分かる資料を提出していただきたい」との御指摘については、資料3の「付替道路（市道）整備費用等の比較」を御覧願います。

こちらは、県負担額のコスト削減が要点となっておりますので、ダム事業として必要最低限の第3種第5級で計画した整備費用と市道改良事業を考慮して計画した整備費用について、県負担額を比較したものです。

市道改良事業を反映した付替道路は全体で3km程度ありますが、ダム事業として必要と判断される区間はそのうち2km程度となっており、計画幅員7mに対して現況道路幅員5mまではダム事業で施工しますが、拡幅する2m分は名取市で負担するものです。

なお、ダム事業対象区間2km以外の前後の区間は、名取市が単独で施工する区間となっております。結果として、市道改良事業を反映した方が全体費用としては高価になりますが、県負担額で比較すると、ダム事業単体で施工するよりも安価になっています。

次に、資料3の「再評価調書（抜粋）」を御覧願います。まず、4ページの事業の有効性について、洪水調節の効果として、川内沢放水路により被害が軽減される下流域の効果を記載しておりましたので、その部分は削除します。

同じく9ページの再評価部会意見への対応状況のうち、平成24年度再々評価

時の答申に対する対応状況について、下流域の状況を記載しておりましたので、そちらも併せて削除します。

また、15ページの事業施行状況等に、前回までは被害状況写真が下流域のものしかなかったため、今回新たに上流域の洪水被害状況を追加しました。

以上が、前回部会での御指摘に対する対応状況です。

橋本部会長 ありがとうございました。
 ただいまの説明について、御質問はありませんか。

河野委員 利水便益について、利水便益で使われている身替りダム方式は間違った方法ですが、今回、残事業B/Cが1.59ということで、この便益のうち何%が身替りダムの便益ですか。

河川課 47%です。

河野委員 前回の部会で明らかになりましたが、河川から取水している農地はかなり限定されているということでしたので、この便益を計測すると多分少なくなります。身替りダムの便益がおおよそ半分の便益を占めていますので、かなり過大評価になっている可能性があります。方法論的には間違っているのに、間違った方法に今回従わざるを得ないということについて説明願いたい。今回は国のマニュアルを使っているとのことですが、国のマニュアルを使わなければならないということは法令か何かで決まっているのですか。

河川課 特に法律で決まっているというわけではありませんが、やはり一番は全国的にこの方法で行っているということがあります。また、川内沢ダムの場合は、平成24年度に国の要請を受けて、県がダム検証を同じ方法で実施しており、まだ5年も経過していない段階で、また別な方法で評価することは難しいと思っております。

河野委員 県の予算も使う事業で、間違っていることが分かっているのに、さらに続けるというのは問題だと思うのですが、この方法を今後も続けていくのでしょうか。

河川課 先ほど御説明したとおり、委員の意見は国にも報告しておりますし、もし国で見直す動きがあれば、県もそれに合わせて見直ししていくことになると思います。

河野委員 国が変えなければ変えないということですか。間違っていることが分かっている、しかも、マニュアルは案であって、この方法に従いなさいというわけではなければ……

平野委員 ちょっといいですか。利水便益は、正確には治水経済調査マニュアルには入っていません。別途「不特定容量、渇水対策容量を有するダムの事業評価について」という事務連絡が国土交通省の河川局から出ています。その事務連絡に従わなけ

ればならないかという話であって、マニュアルに従わなければならないかではないです。

事務連絡の本文を見たいのですが、ありませんか。

河川課 平成17年に国土交通省河川局から「不特定容量、渇水対策容量を有するダム
の事業評価について」という文書が県に届いておりまして、その中にはマニュアル
という言葉が入っております。

河野委員 それに従わなければならないと書いてあるのですか。

河川課 ここに書いてあるのは、本文の中で、「今後、原則として、不特定容量分、渇
水対策容量分の便益を代替法により算出し、治水容量分とあわせて、費用便益分
析を実施するよう努められたい」という表現になります。

河野委員 間違った方法で行うと効率的なプロジェクトを評価する上で支障が出ます。今
回の場合も、ほぼ50%の便益を占めるところを間違った方法で計測しているの
で、私から言うと、今後その方法は是非改善していただきたいと思っているので
すが、県として改善することはないのでしょうか。つまり、国が変えなければ変
えないということではなく、県費も使っているのですから、きちんとした計測の
方法について、今後検討していかなければならないと思います。

河川課 国が強制しているわけではないですが、現在の代替法による計算が、明らかに
間違っていると言い切るのは非常に難しいと思っております。間違っているとい
う前提で、新たな計算方法で評価をするのは、県としてはなかなかできないこと
と思います。参考に、何か別な方法で計算して比較することはできると思いた
すが、あくまで評価上は、定められた方法で行っていきたいと考えております。

河野委員 専門家としては言わざるを得ないのですが、代替法というのは消費者の無差別
曲線の代替率を計測する方法であって、今回やっているのはダム側、生産側の等
量曲線の代替率で計測していますので、理論的に間違っています。値がたまたま
合う場合もあるのですが、理論的に間違っていますので、計測しているもの
が間違っているということになります。

これについては、間違っているか間違っていないかも含めて今後検討していただ
きたいと思っております。間違っていたら改めるべきだと思います。

河川課 少なくとも現時点で、国の算定方法が間違っているとは、県としては言い切れ
ないところがあります。全国的に共通した手法を、宮城県だけが間違っている
と言うわけにいかないと思っております。

先ほど御説明したように、様々な手法で試算したり、実態に合った手法で計算
してみることは否定しませんが、それを評価調書に反映させるというのは困
難だと思っております。

河野委員 検討するという意味で私は聞いているのです。つまり、私が言っていることが

合っているか合っていないかも含めて、今後検討していただけないかという意味です。

河川課　　そういう意味では、委員からの御意見も踏まえて、国と一緒に検討してまいりたいと考えております。

橋本部長　　その他いかがでしょうか。

奥村委員　　前回部会でお伺いした補償道路の件は、よく分かりました。ダム事業に伴い最低限の機能補償を行う場合よりも、名取市の市道改良事業を考慮した場合の方が、名取市と費用負担することで、より低費用となり合理的であることは理解しました。

今のマニュアルの件については、多くの事業においてB/Cを算出したときに、便益（B）に比べて費用（C）が小さいという状況が当たり前の時代は、便益（B）をわざわざ算出するよりも簡単に費用（C）で算出することが許された時代があり、便益の評価をするときに、ダムの費用で評価するやり方が許されていたのだと思います。

このところ時代背景が変わってきており、そのようなことが許されなくなってきたので、河野委員がおっしゃるような、本来利用者が感じる便益で評価する方法に徐々に改めていかないと、実情等を踏まえたものにならないということが実態としてあるのだと思います。ですので、その点を含めて国へ相談していただいて、改善を図っていくことが正しい方法ではないかと思います。

今回の川内沢ダムについてですが、現在の計算方法で算出したときの残事業B/Cが1.59で、そのうちの半分が利水便益だとすると、利水便益がどこまで下がっても、半分残るので、0.8分は治水便益で確定していて、残りの0.8が0.2になっても大丈夫ということを見ると、今の計算方法が実際の便益の2倍以上過大になっているとすれば問題かも知れません。

治水便益についても、本当は下流域を計算から除けばそれで良いのかということではなく、例えば、放水路があったとしても計画規模から超過している部分があるので、その部分に対して上流域で洪水を一部分カットすることで便益が発生する可能性もあります。現在の治水便益も細かいところまで計算しているというよりは、ある程度簡単な計算で、およその当たりを付けているという以上のものではないです。そのような意味では、現在の手法がこうだから、それに従って厳密に判断するというよりは、全体としてこの事業の効率性が認められるかどうかの判断にならざるを得ないのではないかと思います。

現行の治水経済調査マニュアルだと、資産の被害額には、直接の被害額と一定程度の営業停止分が入っていますが、例えば、空港や鉄道のような重要構造物が途絶したときに、例えば、貨物が動かなくなるようなことが起きたときに、どの程度の被害が発生するかは考慮されていません。実際には起こり得るが、考慮されていない部分もかなりあるということなので、厳密に便益計算を行おうとする場合は、考慮されていない側面も今後入れていく努力は必要だと思います。

ただ、今回の川内沢ダムについては、治水便益が0.8分あり、0.2分が、利水から認められるか、あるいは現在の治水の効果で過小評価となっている分を

足してその程度となるのであれば、事業の合理性はあると判断はできるのではないかと思います。現在の計算方法にはまだ考慮されていないところがあるので、計算方法の改善について国と相談していただきたいと思います。国が現在の計算方法を決めた時代と現在の時代背景が変わってきているのではないかと私は思います。

橋本部長 ありがとうございます。

平野委員 平成21年度の決算検査報告で、会計検査院が的確な指摘をしています。その中で県の長沼ダムも取り上げられおり、この指摘では、身替り建設費をどの期間に計上するかは決められていないのです。様々な方法で計上している場合があります。今回のように身替り建設費をダム整備期間中の各年度に割り振って便益が発生すると見ているケースと、そうではなく、不特定容量が発生するのはダムが完成した後なので、ダムが完成後の評価期間（50年間）の各年度に割り振って計上しているケースと、何パターンかあるようです。

これについて国土交通省は、会計検査院に指摘を受けて何も対応しなかったのですか。県としては何らかの議論を行って、整備期間中に割り振って計上することが最も適切であると判断されたのですか。その辺の経緯を教えてください。

河川課 先ほどの平成21年度の会計検査の指摘を受けまして、国から平成22年11月に「ダムの不特定容量の便益算定について」という通知が出されています。

平野委員 改定しているのですか。

河川課 通知には、「不特定容量の便益を代替法により算定する際は、今後、原則として、対象ダムの整備期間中の各年度に割り振って身替りダムの建設費を計上する方法により算定されたい。」と書いてあります。

平野委員 会計検査院に指摘されて、身替りダムの建設費を計上する期間を一番高くなるところに統一したということですね。分かりました。

橋本部長 そのほか何かございますか。

河野委員 次の再評価は何年後になるのですか。

河川課 通常だと5年後になります。

河野委員 5年後に費用と便益を計測するときに、例えば、今回の計算方法が誤りだったということになって、計算方法が変わり、便益が少なくなることも有り得ます。奥村委員がおっしゃった、他に考えられる便益も含めて計算すると、増える部分もちろんあります。

一方で、場合によっては何か地質で確認されていないものが出てきたりすると、建設費用が増えてしまう場合もあります。

ということで、5年後の再評価の時に今回の決定が問題にならないか心配なのですが、費用便益分析の方法として、今回の方法が最も適切かと言われるとそうではないので、5年後の再評価のときに、今回の方法がまずかったということにはならないのですか。

河川課 その点については、御説明しているとおり、現在県が行っている計算方法は全国的に行っている方法で、現時点ではこの方法しかないということで進めているものですから、5年後になって計算方法が変わったときにどうなるのかは予測できませんが、今の段階で間違っているということはないと思います。

橋本部会長 そのほか、いかがでしょうか。

それでは、前回の部会において御指摘のありました検討事項について、確認いただけたと思います。

利水便益の算定方法をはじめとする国のマニュアルの正否についての疑問は、残ったままではありますが、現時点においては、「川内沢ダム建設事業」については、様々な御意見をいただきましたが、「事業の継続」そのものについては「妥当」としてよろしいでしょうか。

(全員異議なし。)

それでは、部会としましては、川内沢ダム建設事業については、「事業の継続は妥当」と決定します。

それでは引き続き(3)答申案の審議に入ります。これまでの審議の状況を踏まえ、私と風間副部会長とで調整して資料4答申案を作成しております。

それでは、事務局から説明をお願いします。

企画・評価専門監 それでは、資料4の答申案を読み上げさせていただきます。

まず、表面ですが、行政評価委員会の委員長、当部会の部会長の連名で、知事の諮問に対する答申という形をとっております。

文面を読ませていただきます。「平成28年10月28日付け復政第64号で諮問のありましたこのことについて、行政評価委員会条例第6条第1項第3号及び同条第7項の規定により公共事業評価部会で審議した結果は、下記のとおりです。

なお、事業の実施に関する意見は、別紙のとおりです。」とありまして、「事業継続」とした県の評価を妥当とする事業として、「川内沢ダム建設事業」としてあります。

裏面を御覧ください。別紙意見になります。

1 審議対象事業の実施に関する意見。川内沢ダム建設事業。事業の実施に当たっては、関係機関等と十分な調整を図りながらコストの縮減に努めること。

2 今後の事業の実施に関する意見。ダム事業。費用便益の算出に当たっては、現行の算出方法に沿った分析を基本としつつ、現地の実態に即した手法の検討について関係機関との調整に努めること。

川内沢ダム建設事業に関する答申案については、以上でございます。

橋本部部长 この答申案のうち、別紙意見の趣旨について御説明します。

まず、1の「審議対象事業の実施に関する意見」については、補償工事としての付替道路のコスト縮減等に関して複数の委員から御意見があったことに配慮したものです。また、前回の再評価時と比較して事業費が15億円の増額となっていることなどからも、事業全体としてコスト縮減を求める必要があるという趣旨でございます。

次に、2の「今後の事業の実施に関する意見」については、治水及び利水の費用便益の算出方法に関して出された意見に配慮したものです。現時点においては、他に確立された手法がないことから、現行の算出方法によることがやむを得ないと考えられますが、他の手法の検討などについても意見がありましたことから、国との調整に努める必要があるという趣旨です。

それでは、委員の皆様から御意見がありましたらお願いいたします。

河野委員 橋本部部长が説明された趣旨に全く賛成なのですが、答申案の内容と若干違うのではないかと思うのが、2今後の事業の実施に関する意見で、「現地の実態に即した手法の検討について関係機関との調整に努めること」とありますが、というよりは、「より適切な手法を例えば継続して検討し、関係機関との調整に努めること」ではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

橋本部部长 そうですね。「現地の実態に即した」というよりも、確かに「より適切な」という趣旨ですね。他に御意見はありませんか。

平野委員 これは書くかどうか悩ましいのですが、なぜ2の今後の事業の実施に関する意見を書かなければならないかという、現行の算出方法が便益の過小評価となっているのであれば何の問題もないのですが、本件については、過大評価になっており適切に算出すると、費用便益が1を割り込む可能性もあるという状態にあるわけですので、もう少し明記したほうが良いと思います。「過大推計になっている可能性がある」くらい書いたほうが良いのではないですか。

橋本部部长 その点についてはいかがでしょうか。

奥村委員 身替わりダム建設費のところは、先ほど私が言いましたように、本来、便益を評価しなければならないものを、それを単独でやってもB/Cが1を超えるであろうということを念頭に費用(C)で評価しているということだったので、その部分については今の段階では過大評価になっている可能性は高いのですが、事業全体としては、治水便益は過小評価になっている部分もあるだろうと私は思います。過大評価か過小評価かは確実ではないのですが、国としっかり調整に努めていただければ、「適切な手法の検討について」で良いのではないかと私は思います。

平野委員 確かに、カウントしていない便益もたくさんあります。

橋本部部长 「より適切な手法」という表現に全部含めるという御意見だと思いますが、い

かがでしょうか。

平野委員 この部会としての結論の出し方は、事業継続と中止以外ないのですか。

企画・評価専門監 事業の継続が妥当かどうかを判断していただいた上で、今、御審議いただいているような別紙意見をどのようにするか検討いただきたいと思います。

平野委員 それは条例か何かで決まっているのですか。

企画・評価専門監 条例等では決まっておりません。

橋本部長 よろしいですか。それでは、2の今後の事業の実施に関する意見ですが、多少文言を変えまして、「現地の実態に即した手法」を「より適切な手法」と……

平野委員 ちょっとよろしいですか。

橋本部長 はい。

平野委員 先ほどの議論にありましたように、全国的に身替りダム建設費で計上することは国会の質問にいろいろ出ているような状況でしたので、次の再評価は5年後ということですが、5年よりも早く国土交通省が何らかの指針を出した場合は、前倒しで再検証すべきだと思います。そのような条件を付けても良いのではないかと思うのですが、再評価は必ず5年ごとになりますか。

企画・評価専門監 まず、制度的な話ですが、再評価に関しては条例の施行規則で、対象事業が決まっております。通常は、再評価を行った年度の翌年度から起算して5年度毎なのですが、社会経済情勢の急激な変化、住民の要望の変化等事業の円滑な推進に課題を抱えており、特に今後の展開について判断が必要とされるものに関しては、再評価の対象となります。

今回も、前回の再評価から5年経っておりませんが、ダムサイトの確定などにより事業費がかなり増額になったため、今申し上げた規定に基づき御審議いただいております。したがって、そういった事情が発生すれば、制度としては再評価の対象になり得るということです。

平野委員 最後に、利水便益の代替法、身替りダム建設費の方法について改定がなされた場合は、その時点で再評価を行うことをお勧めするぐらいのことを1行、付記しませんか。要は、便益の40数%を占めているものの算定方法が変わるというのは非常に大きな出来事だと思いますので、そういった文言を付記するのはいかがですか。

奥村委員 そこが先に進むかどうかですね。

平野委員 進まない気がしますね。

奥村委員 今の話は、現行の計算方法の妥当性に不安があるので、そこに対して大きな改定が行われるときには、時期を待たずに次の見直しを行うという趣旨で、先に重要構造物について算定方法の改定が行われるかもしれませんし、そのような意味で言うと、国に意見を出して、そこで検討が進んだことに対して適切に対応するという事です。だから、特出しする必要があるかどうか分からないですが、適切に進めることと言って、それを迅速に次回反映することというような書き方で良いのではないのでしょうか。2の今後の事業の実施に関する意見の後半は、「関係機関との調整に努めること」で終わっていますが、「改定等に即して迅速に次回の見直しを行うこと」ということを付け加えれば良いのではないかと思います。

平野委員 細かい文言は部会長一任にしますが、算定方法に大きな変更があるということは、このダムに関しては、再評価にプラスに影響するかマイナスに影響するか、奥村委員がおっしゃったように分からないところですが、再評価を行うという意味においては、マイナスに影響する場合は速やかに再評価を実施し、プラスに影響する場合は、次回の再評価のタイミングでも大丈夫という気もしますが、そこはお任せしますが、やはり部会としてそのような文言を一言付けていただきたい。多分、河野委員が国土交通省に積極的に働きかけると5年掛からないような気もするので。そもそも理論的に間違っているというのは国土交通省としても嫌だと思えますし、会計検査院からも言われていることなので、もう少し良くなるのではないかという気もします。要は、例えば、2年後に算定方法が改定された場合に、同じ年度にもう一度この川内沢ダムを再評価できる状況にさせていただいた方が良いと思います。

橋本部部长 それでは、今のような趣旨を反映した文章を考えてみますが、「関係機関との調整に努め……」

奥村委員 「改定に対して迅速な対応を行うこと」のような感じで如何でしょうか。「迅速な対応」というのは、次回の見直しということです。

橋本部部长 それでは、2の今後の事業の実施に関する意見の文章ですが、「現地の実態に即した」を「より適切な方法の検討」へ、それから「関係機関との調整に努めること」を「関係機関との調整に努め、改定には迅速に対応すること」、表現は若干調整しますが、趣旨としてはそういうことでよろしいでしょうか。

(全員異議なし。)

ありがとうございます。

それでは、細かい文言は後ほどになりますが、これで答申内容を決定します。なお、答申書については、来年の1月19日に私から知事にお渡しさせていただきたいと思えます。

予定していた議題は以上ですが、委員の皆様、その他として何かございますか。

(意見等なし。)

よろしければ、これで議事を終了したいと思います。

それでは、事務局に進行をお返しします。皆様、御協力ありがとうございました。

司 会 長時間の御審議、お疲れ様でした。

本年度の公共事業評価部会は、予定どおり本日の開催が最後となっております。来年度の開催予定については、改めて御連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日は、誠にありがとうございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 京谷 美智子 印

議事録署名人 奥村 誠 印